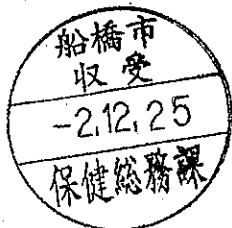


写

薬生薬審発 1225 第 1 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各 都道府県  
保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区



厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

バリシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン  
(既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎) について

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) に  
おいて、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたこと  
を受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進  
ガイドラインを作成することとしました。

今般、バリシチニブ製剤 (販売名: オルミエント錠 2mg 及び同 4mg) につ  
いて、既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に対して使用する際の留意  
事項を別添のとおり最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたの  
で、その使用に当たっては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管  
内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。